



2025 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社創建エース

代表者名 代表取締役会長兼社長 西 山 由 之
(コード番号 1757 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役管理本部長 南 條 和 広
(フリーコール:0120-998-050)

2025 年 3 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、2025 年 3 月期有価証券報告書の提出に関し、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第 61 期 有価証券報告書(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

2025 年 6 月 30 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025 年 8 月 8 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2025 年 3 月 19 日に適時開示しました「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社子会社における 2021 年 9 月から 2023 年 6 月末日までの取引の実在性および取引先に対する債権の資産性の疑義について、特別調査委員会による調査を進めております。本日現在、特別調査委員会による調査は継続中であり、その後の当社の決算関連手続き、会計監査人による監査手続きにも相応の日数を要する見込みであります。また、連結財務諸表への影響額の算定等にあたっては、特別調査委員会による調査報告書の受領後でなければ確定できない部分もあるため、会計監査人による追加的な監査手続き等にも日数を要することが見込まれます。そのため、2025 年 6 月 30 日までに 2025 年 3 月期連結財務諸表および財務諸表の作成ならびに会計監査人による監査手続きを完了させることができず、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限までに第 61 期有価証券報告書の提出ができない見込みとなったことから、当該有価証券報告書の提出期限について延長申請を行うことといたしました。



株式会社 **創建エース**

た。本件は前経営陣体制における取引事象の疑義ではあるものの、現経営陣としましては責務を全うすべく、適切に取り組んでまいります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以 上